

第30号議案

豊川市消防団条例の一部改正について

豊川市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市消防団条例の一部を改正する条例

豊川市消防団条例（昭和60年豊川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第10条関係） ア 基本団員の年額報酬 表（略） イ 基本団員及び支援団員の出動報酬 表（略） 備考 1 （略） 2 <u>この表の規定にかかわらず、災害又はその警戒のため出動し、職務に従事しなかったときの出動報酬の額は、1回につき1,000円とする。</u> 3 <u>この表の規定にかかわらず、1日に複数回の災害出動（前項の規定に係る出動を含む。）をしたとき、災害出動が長期間にわたるときその他特別の事情があると認めるときの出動報酬の額は、1日につき8,000円以内で市長が定める額とする。</u> 4 （略） 5 <u>この表の規定にかかわらず、愛知県消防操法大会出場訓練に係る出動報酬の額は、1回につき2,000円とする。</u>	別表（第10条関係） ア 基本団員の年額報酬 表（略） イ 基本団員及び支援団員の出動報酬 表（略） 備考 1 （略） 2 <u>この表の規定にかかわらず、1日に複数回の災害出動_____をしたとき、災害出動が長期間にわたるときその他特別の事情があると認めるときの出動報酬の額は、1日につき8,000円以内で市長が定める額とする。</u> 3 （略）

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消防団員の処遇改善を図るため、出動報酬の支払い対象を見直す等の措置を講ずる必要があるからである。